

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第2号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（公表）

第21条 条例第4条第2項の規定により公表する規則で定める事項は、同項第1号に該当する者にあつては、第1号から第6号までに掲げる事項とし、同項第2号に該当する者にあつては、第3号から第6号までに掲げる事項とし、同項第3号に該当する者にあつては、第1号から第10号までに掲げる事項とし、同項第4号に該当する者にあつては、第1号から第6号までに掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位
- (7) 関与した契約の主たる内容
- (8) 関与した契約の金額
- (9) 契約に関与した年度
- (10) 契約への関与の内容

2 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める本組合と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であつた者の離職前5年間に締結された契約であつて、本組合の支出した契約金額（当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額）が300万円以上のものとする。

- 3 条例第4条第2項第3号の契約の締結について本組合において自らが関与した者として規則で定める者は、随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算、物品供給等又は業務委託の仕様の決定その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務に関与した者（契約書の審査、入札の執行手続、予算の執行管理その他の間接的な事務のみに関与した者を除く。）とする。
- 4 条例第4条第2項第4号の規則で定める期間は、過去10年間とする。
- 5 条例第4条第2項第4号の役員の地位に相当すると規則で定めるものは、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事又は監事とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第21条の規定は、この規則の施行の日の以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。